

広報行事実施のお知らせ (令和5年4月・5月・6月分)

福島地方・家庭裁判所

出前講義 in 桜の聖母学院高校 (5月11日実施)

桜の聖母学院高校で、裁判員制度等に関する出前講義が実施されました。参加したのは、2年生105人。講師は、刑事部所属の裁判官です。

講義では、まず、裁判官から刑事裁判手続や裁判員制度に関する説明と、説明終了後に行う模擬裁判(シナリオに沿って、生徒さんに裁判官・検察官・弁護士・被告人・証人の各配役を担当してもらい、刑事裁判劇)のポイントの説明を受けました。

生徒の皆さんは、真剣に説明を聞いていました。

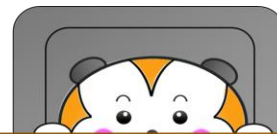


模擬裁判は、6班に分かれて実施され、実施後には、各班ごとに、「被告人は無罪か、有罪か」「有罪だとしたら、懲役何年の刑を科すか。執行猶予は付すか」について話し合いが行われました。

話し合いの結論は、「無罪」の班が1つ、「有罪」が3つ、「意見が半分に分かれて結論を決められなかった」が1つ、「証拠が足りないので裁判を続けたい」が1つありました。

裁判官からは、各班の意見を踏まえて、「どの証拠が無罪や有罪を結論づけるのに決定的だと思ったか」「どういう証拠があったら、結論を無罪か有罪により強く導けそうか」という問いかけがあり、それに対して「証人の証言が重要な証拠だと思う」「監視カメラの映像があれば確証が得られそうだ」などという反応がありました。

裁判員裁判の評議の場面さながらの裁判官とのやりとりに、生徒の皆さんからは「機会があったら、裁判員裁判に参加してみたいと思った」という感想も寄せられました。



◀ さいたん

長 州



家庭裁判所見学(福島市内の地域包括支援センター) (5月16日実施)

福島市内の地域包括支援センター職員の方21人が、福島家庭裁判所の見学を行いました。

まず、福島家庭裁判所訟廷庶務係長から、後見事件に関する説明を受け、その後に、庁舎内の見学(少年審判廷、家裁書記官室・調査官室、児童室、203号法廷、調停室)をしました。

参加者の皆さんは、日頃、後見手続の申立てを検討している市民の方に接する機会があるとのこと、質疑応答では、「申立ての詳細を知りたい方には、法律の専門家と裁判所のいずれを紹介すればよいか」等の質問を通じて、ご自身の職務に活かそうとしていらっしゃる様子が見られました。



法廷見学・模擬裁判体験（トライ式高等学院福島キャンパス）

（5月22日実施）



トライ式高等学院福島キャンパスの皆さん6人が見学に来てくださいました。裁判員裁判も行われる203号法廷で裁判員制度等に関する説明を受けた皆さんは、そのまま法廷で模擬裁判を実施。模擬裁判の終了後は、裁判官の解説も交えながら、被告人が有罪か無罪か、参加者同士で意見を交わしました。その後の質疑応答では、「ドラマの中の裁判と実際の裁判とで違うところがあれば教えてほしい」等の質問を、事前に御連絡いただいたものを含めて約20問いただき、裁判所に強い関心を寄せてくださったことが伝わりました。

出前講義 in コラッセふくしま（福島商工会議所女性会） （5月25日実施）

福島商工会議所女性会の参加者は約25人。総会に合わせて裁判所の出前講義を行いました。

講義内容は、①家庭裁判所の制度・手続についての説明②女性幹部職・管理職としての働き方についてです。特に、②については、福島家庭裁判所次席調査官と同訟廷管理官が参加者の方と座談会形式で活発に意見を交わしました。

開催後には、女性会の今後の活動に講義を活かしていきたいという感想も聞かれました。



◀ かーくん

解決しましょう、調停で！～家事調停手続説明会～ （6月1日実施）

家事調停制度・手続の周知や利用促進を目的として、家事調停手続説明会を開催しました。

説明会には、県内各地から16人に御参加いただきました。講師は、現役の家事調停委員2人と裁判官です。

裁判官による家事調停制度・手続に関する説明の後に行われた模擬調停では、職員が当事者役や書記官役を務め、参加者の方は調停が成立に至る様子を見聞していました。

その後の質疑応答では、「相手方が調停期日に出頭しなかった場合には、調停はどのように進行するのか」等の質問が多数寄せられ、参加者の皆さんが家事調停に関する知見を深めている様子が見られました。



その他、裁判所見学にお越しくくださった皆様

- 6月21日
桜の聖母短期大学の皆様（裁判傍聴、約20人）
- 6月26日
桜の聖母小学校6年生の皆様（裁判所見学、約25人）

お越しくださり、ありがとうございました！

裁判所では、いつでも裁判所見学・出前講義の申込みを受け付けています。

学校に、職場に、裁判官や裁判所職員を招いて、直接質問してみませんか？
出前講義は、オンラインでも実施可能です！講義内容についても、お気軽にご相談ください♪

（お問い合わせ先：福島地方裁判所事務局総務課広報係 TEL024-534-2194）